

令和 5 年度

交通安全対策推進重点

香川県交通安全県民会議

【推進目標】

交通死亡事故の抑止と県民の交通安全意識の醸成

【推進スローガン】

県民総ぐるみで交通死亡事故ワースト上位からの脱却

【推進重点】

第1 基本的推進重点

- 1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進
- 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 3 交通事故の起きにくい道路交通環境の整備

第2 具体的推進重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 横断歩道の歩行者優先と正しい横断
- 3 自転車の正しいルールとマナーの徹底、乗車用ヘルメット着用の推進
- 4 シートベルトの全席着用・チャイルドシートの正しい使用の推進
- 5 飲酒運転・妨害運転等、悪質で危険な運転の追放

【年間交通安全運動】

《運動名》

あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動

《運動に使用する統一スローガン》

歩行者優先 守るけん かがわ県

《推進目標設定の趣旨》

令和4年中の全国の交通事故発生件数及び負傷者数は18年連続で減少し、交通事故による死者数についても前年比26人(-1.0%)減の2,610人となり、6年連続で過去最少となりました。

また、本県における交通事故発生件数は12年連続、負傷者数は17年連続で減少し、死者数については前年比2人(-5.4%)減少の35人で、昭和23年の統計開始以降2番目に少なく、第11次香川県交通安全計画の目標値39人以下を2年連続で下回りました。しかしながら、人口10万人当たりの死者数については、全国ワースト4位となり、依然として厳しい状況が続いています。

昨年の交通死亡事故の主な特徴としては、高齢者の死者数が全体の約7割を占め、一昨年減少に転じた歩行者の死者が再び増加に転じたほか、車両単独事故も大幅に増加しました。

また、死者数35人のうち、12人が四輪乗車中に亡くなられており、そのうち6人がシートベルトを着用しておらず、着用していれば2人の尊い命が助かっていたと分析されています。

こうした厳しい交通情勢の背景には、多くの道路利用者に基本的な交通ルールの無視や交通マナーの欠如が見られ、交通事故発生の主な要因となっております。

香川県交通安全県民会議としては、交通死亡事故を抑止するため、県・警察・市町をはじめ、関係機関・団体との連携を強化して、各年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育や県民総ぐるみの交通安全運動を通じ、県民一人ひとりが自らの問題として交通安全に关心を持ち、交通ルールの遵守や交通マナーを実践できる交通社会の形成に努めることとしております。

そこで、昨年度に引き続き、「交通死亡事故の抑止と県民の交通安全意識の醸成」を推進目標に、各種交通安全活動を開催するとともに、年間運動として「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」を実施することとしました。

今後とも、わが郷土香川にふさわしい「交通事故のない安全で快適な交通社会の実現」に向け、皆様方のより一層のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

令和5年3月

香川県交通安全県民会議

令和5年度 交通安全対策推進重点

推進重点	第1 基本的推進重点 1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進
------	---------------------------------------

推進事項	推進要領	備考
1 交通安全意識の普及徹底	<p>交通事故防止について、目指すべき究極の目標は、「交通事故のない安全で快適な交通社会の実現」である。</p> <p>この目標を達成するため、第11次香川県交通安全計画の数値目標である、</p> <p style="text-align: center;">交通事故死者数 39人以下</p> <p style="text-align: center;">交通事故による重傷者数 200人以下</p> <p>を掲げ、各種交通安全対策を進める。</p> <p>全ての県民に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上など、交通安全意識の高揚につながる交通安全対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールは、法令による必要最小限度の決まり ○ マナーは、交通社会の中で望ましい行動ないし態度として認識され、習慣化されたもの <p>(1) 「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」の実施</p> <p>交通安全県民会議は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図るために、「歩行者優先 守るけん かがわ県」を統一スローガンに掲げ、運動の重点として、5つの柱に基づき、県民総ぐるみの運動を展開する。</p> <p>また、警察では、「横断歩道は歩行者優先運動」を継続推進し、運転者、歩行者双方への広報啓発活動のほか、運転者に対しては横断歩行者妨害等の検挙活動を強化し、広報啓発と検挙の両面から横断歩道は歩行者優先の定着を図る。</p> <p>(2) 「交通マナーアップの日」及び「県民の交通安全日」における各種活動の強化</p> <p>毎月5日の「交通マナーアップの日」及び20日の「県民の交通安全日」は、交通事故の防止とともに、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの確実な実践を習慣づけるために制定されている。</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、街頭活動や広報啓発活動を通じて「交通ルールをきちんと守ることが、交通事故防止の第一歩である。」ことを訴え、県民一</p>	<p>□令和4年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者数 35人 ・重傷者数 232人 <p>□教育指針の普及版から抜粋</p> <p>□運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の交通事故防止 ②横断歩道の歩行者優先と正しい横断 ③自転車の正しいルールとマナーの徹底、乗車用ヘルメット着用の推進 ④シートベルトの全席着用・チャイルドシートの正しい使用の推進 ⑤飲酒運転・妨害運転等、悪質で危険な運転の追放 <p>□「横断歩道は歩行者優先運動」の推進</p> <p>□交通マナーアップの日 H12.8 制定</p> <p>□県民の交通安全日 S48.4 制定</p> <p>□県下一斉キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「交通事故死ゼロを目指す日」 ～5/19(金)朝

推進事項	推進要領	備考
	<p>人ひとりの交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(3) 主要交差点における街頭活動の強化</p> <p>県・市町は、地域の交通指導員及び交通安全母の会等の協力を得て街頭活動を強化する。</p> <p>特に、歩行者・自転車利用者に対しては、信号の遵守や正しい横断の仕方など、交通ルールを守ることの必要性と大切さについて指導を徹底する。</p> <p>(4) 交通ルール推進運動の実施</p> <p>横断歩道における歩行者優先ルールの遵守に取り組む推進運動を展開するとともに、無事故無違反を目指すコンテストを開催し、交通死亡事故の抑止にも繋げる。</p> <p>(5) 交通マナーアップ啓発事業の実施</p> <p>県民の交通マナー向上のための啓発に取組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト着用・自転車の安全利用啓発～7/5(水)朝 ○「交通事故死ゼロを目指す日」(反射材着用啓発) ～9/29(金)薄暮時
2 交通安全教育の充実・強化	<p>交通安全教育の狙いと目的は、何よりも「事故を起こさない、事故に遭わない行動がとれる」人づくりであり、また、「交通社会において他人との良好なコミュニケーションがとれる」人づくりである。</p> <p>(1) 段階的な交通安全教育の充実・強化</p> <p>幼児期から高齢者までの間、心身の発達段階に応じて、歩行者、自転車利用者、運転者に対する段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育の充実・強化を図る。</p> <p>交通社会の一員として、自己の安全だけでなく、他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる思いやりをもった社会人の育成に努める。</p> <p>特に高齢化社会の進展に対応するため、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を自覚させる交通安全教育の強化を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の要因は、運転者の判断ミスのほか、交通ルールの無視や交通マナーの欠如が指摘されており、交通社会における運転者としての資質の向上が重要であることから、運転免許取得時において安全運転に必要な技能及び知識を習得させるとともに、自己の運転能力と運転者としての責任の重さを自覚させる交通安全教育の充実を図る。</p> <p>また、他の道路交通利用者に対する思いやりと譲り合いの心を育てる。</p>	□交通ルールとマナーは、車の両輪であることを指導

推進事項	推進要領	備考
<p>3 交通ルールの遵守と 交通マナー実践の指導 推進</p> <p>(1) 歩行者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は信号機の表示する信号に従う。 ○ 歩行者横断禁止場所では道路を横断しない。 ○ 近くの横断歩道、歩道橋等を利用するほか、押ボタン信号機がある時は、必ず押ボタンを押して、正しい横断を行う。 	<p>イ 法令講習時教育の充実</p> <p>県内の交通秩序を形成することとなる運転者に対し、更新時講習、初心運転者講習、違反者講習等の機会を通じて、交通安全行動の基礎となる交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促す具体的な交通安全教育を行う。</p> <p>ウ 実車講習等による教育の充実</p> <p>実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の受講促進を図る取組を推進することにより、運転免許取得後の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>(3) 地域・職域等における交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 家庭における交通安全教育の充実</p> <p>家族の一人ひとりが交通社会を構成する一員であることを自覚して、交通参加者として常に責任ある行動と、他の人々に対する思いやりについて話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づける。</p> <p>イ 地域における交通安全教育の充実</p> <p>自治会、交通安全母の会、子供会、老人クラブ、学校等において、主体的な交通安全教育活動のほか、交通安全キャンペーン、各種教育活動や広報媒体活用の活動を展開して、歩行者、自転車利用者、運転者等、一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践が涵養される教育を積極的に推進する。</p> <p>ウ 事業所等における交通安全教育の充実</p> <p>事業所、企業、官公庁等にあっては、朝礼等の機会を有効に活用して、従業員に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの意識高揚について、教育、指導を繰り返し実施するとともに、従業員の健康状態に配意するなど、職場総ぐるみによる交通事故防止活動を推進する。</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種交通安全活動を通じて、歩行者、自転車利用者、運転者等それぞれに応じた実践事項を指導する。</p>	

推進事項	推進要領	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断する時は、手を上げるなどして運転者等に合図を送り、双方が相手を確認した上で、左右の安全を確認し横断する。 ○ 走行車両や駐車車両の直前・直後の横断、道路への飛び出しをしない。 ○ 夜間、外出するときは、反射材の着用を励行する。 ○ 踏切では左右の安全を確認する。 <p>(2) 自転車利用者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを認識する。 ○ 「自転車安全利用五則」を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ・夜間はライトを点灯 ・飲酒運転は禁止 ・ヘルメットを着用 ○ 踏切の直前で停止し、左右の安全を確認する。 ○ 「傘差し運転等の禁止」、「携帯電話等を使用しながらの運転の禁止」、「大きな音でヘッドホン等を使用して音楽を聞く等の運転の禁止」、「左側通行」等の交通ルールを守る。 ○ 自転車の歩道通行部分は、「普通自転車通行指定部分の通行」、「歩行者絶対優先」、「他の自転車との行き違い時は相手自転車を右側に見て通行」を遵守する。 ○ 全ての自転車利用者がヘルメットの着用に努める。 ○ 自転車の点検整備及び自転車損害保険等の加入を確実に行う。 ○ 県警察では、信号無視や一時不停止、大きな音でヘッドホン等を使用する等の交通事故に直結する交通違反に対する指導警告措置の強化に加え、警察官の警告に従わないなど、悪質・危険な違反については検挙措置を講じる。 <p>(3) 運転者の交通ルール遵守と交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号交差点では信号に従い、見通しの悪い交差点では、「しっかり止まって、はつきり確認」を励行する。 ○ 横断歩道手前の減速と横断歩道における歩行者優先義務を遵守する。 ○ 車線変更や右左折の合図は早めに行い、安全速度を遵守し、「ゆとり、思いやりのある運転」を励行する。 ○ 運転中の携帯電話等の不使用を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> □「アイコンタクト」をしっかりと取る <ul style="list-style-type: none"> □「自転車安全利用五則」の遵守 「自転車安全利用五則」改定 (R4. 11. 1) □自転車指導取締り強化日（毎月15日、ほか週1日以上）における自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導取締り、啓発活動の活性化 □交通に危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を行った者に対する自転車運転者講習制度の着実な運用 □道路交通法の一部改正により全ての自転車利用者に対しヘルメット着用が努力義務化 (R5. 4. 1 施行) □「香川県自転車の安全利用に関する条例」の一部改正により自転車損害保険等の加入が義務化 (R4. 4. 1 施行)
		- 4 -

推進事項	推進要領	備考
4 広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聴覚障害者の運転する自動車等交通弱者を守る運転を励行する。 ○ 全ての座席でシートベルトを着用するとともに、チャイルドシートの正しい使用を徹底する。 ○ 二輪車を運転するときは、必ずヘルメットを正しく着用する。 ○ 制限速度の遵守と状況に応じた安全速度を励行する。 ○ 早めのライト点灯と、こまめなライトの切替えを励行する。 ○ 環境に配慮した運転（エコドライブ）を励行する。 ○ 十分な車間距離を確保する。 ○ 踏切の直前（停止線の直前）で停止し左右の安全を確認する。 <p>県民一人ひとりの交通安全に関する意識改革が必要であることから、交通ルールを厳守するとともに交通マナーの向上を図るため、ターゲットを明確にし、年齢層ごとに様々な広報媒体を使い分け、県民自らが自発的に行動に移すことができる効果的な広報啓発を行う。</p> <p>(1) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の強化</p> <p>ア 県、市町、地域、職域等において発行している各種広報紙（誌）を活用する。</p> <p>イ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力による広報を実施する。</p> <p>ウ ポスター・チラシや啓発動画等を作成して効果的に活用する。</p> <p>エ 広報車、有線放送、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等既存の設備を積極的に活用して広報を行う。</p> <p>オ 交通安全キャンペーン等の街頭活動により広報啓発活動を実施する。</p> <p>カ 「交通死亡事故ゼロを目指す！2023」をキャッチフレーズとして、月間の交通死亡事故ゼロを目指し、前月に発生した交通死亡事故等の状況をもとに再発防止や教訓等をまとめた「マンスリーレポート」を作成して、県民に周知する。</p> <p>(2) 関係機関・団体による広報啓発活動の強化</p> <p>ア 関係機関・団体は、各種講習会等を開催し交通ルール遵守及び交通マナー向上に関する広報啓発を行う。</p>	□日没30分前の点灯
		□県ホームページに掲載

推進事項	推進要領	備考
<p>5 交通事故多発要因の調査と効果的な対策の推進</p>	<p>イ 関係機関・団体は、相互に連携して好事例等の情報交換を積極的に行い、それぞれの特性に応じ、創意工夫を凝らした真に効果のある広報啓発活動を推進する。</p> <p>ウ 関係機関・団体は、自転車指導啓発重点地区路線における自転車指導啓発を推進する。</p> <p>(1) 交通事故多発要因調査結果及び対策の方向性</p> <p>交通安全対策の推進にあたっては、本県の交通事故多発要因や事故の特徴を踏まえたものであることが重要であり、関係機関・団体が一層連携を図り、また、民間活力を活用するなど、新たな視点での取組みや効果的な対策の推進を行う。</p> <p>(2) 適切な交通事故情報の提供</p> <p>県民、道路管理者、交通関係ボランティアのほか、医師会、損害保険会社、交通事故後の処理をする団体等に対し、広く交通事故の実態等を提供する。警察では、ホームページに掲載の交通事故情報提供システムの活用方法等について各種広報媒体を活用して積極的に広報するなど、県民への周知と効果的な情報提供に努める。</p>	<p>□県内7地区8路線を選定 (県警ホームページに掲載)</p> <p>□県警ホームページに掲載</p>

推進重点	第1 基本的推進重点 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
-------------	--

推進事項	推進要領	備考
1 交通安全教育体制の整備	<p>(1) 交通安全教育体制の確立</p> <p>段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に推進するには、交通安全県民会議を構成する関係機関・団体が「交通安全教育指針」の内容を理解し、同指針を活用して教育対象に応じた教育方法や内容を明確に把握して、連携を取りながら、それぞれの機関・団体の特性を生かし、計画的、継続的に交通安全教育を実施する。</p> <p>(2) 実践的な交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育は、従来の交通ルール及び交通マナーを中心とした内容に、交通事故の未然防止能力の向上を図るものと加え、より実践的な内容とする。また、教育方法も一方通行型から危険予知トレーニングの教育技法を取り入れた参加者自身が考える交通安全教育や、参加・体験・実践型の交通教室へ転換し、受講者の自主的な習得意欲を高め、各年齢層や交通手段別に応じたきめ細かな内容とする。</p> <p>(3) 交通安全教育指導者の育成</p> <p>道路交通法に基づき、交通安全教育の義務を負う安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員はもとより、県、市町、民間団体等の指導者に対し、教育対象に応じた教育方法等に関する研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。</p> <p>(4) 教育用資器材等の整備充実と有効利用</p> <p>県、警察、市町等は、交通安全教育指導者の育成と教育を支援するため、多角的な交通事故分析や交通事故防止に関する調査研究を行い、関係機関・団体に交通安全情報等を積極的に提供するとともに、県内の交通事故実態を踏まえた教育教材等の作製に努め、交通安全教育の充実と支援を強化する。</p>	<input type="checkbox"/> 「交通安全教育指針」の活用 (H10.9.22 国家公安委員会告示)
2 体系的な交通安全教育の推進	<p>交通安全教育は、幼児・児童に対する教育から、運転者になる前段教育としての性格を有する中学・高校生に対する教育、運転免許取得時教育、運転免許保有者に対する教育及び高齢者教育が一連のものとして、世代ごとに生涯にわたって計画的に行わなければならない。</p> <p>特に交通法規は、社会規範の一部であり、良識ある交通社会人としての形成を目指すものとする。</p>	

推進事項	推進要領	備考
	<p>また、教育委員会（学校）、高齢者福祉関係機関等、児童生徒・高齢者等に直接関与する機関・団体は、各対象者の教育を受ける機会の確保に努める。</p> <p>(1) 幼児に対する交通安全教育</p> <p>基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努める。</p> <p>(2) 小学生に対する交通安全教育</p> <p>歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げた関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。（低学年は、横断歩道の正しい利用や手上げ横断等の歩行者の心得を重点指導、高学年は、自転車利用の心得を重点指導および交通安全を自ら考える指導）</p> <p>自転車を利用する場合には、自転車安全利用五則の遵守や乗車用ヘルメット着用の推進など、引き続き、自転車の安全利用のための交通安全教育を強化する。</p> <p>(3) 中学生に対する交通安全教育</p> <p>自転車で通学するなど、自転車を利用する機会が増加することから、自転車安全利用五則の遵守や安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。</p> <p>中学生は、自転車通学時における乗車用ヘルメット着用率は高いものの、通学時以外のヘルメット着用を徹底させるためのヘルメットの有効性や必要性を理解させる交通安全教育を推進する。</p> <p>(4) 高校生に対する交通安全教育</p> <p>中学生に比べて自転車を利用する機会が増加し、通学距離や行動範囲も大きく変化することから、交通事故に遭う危険性が高く、通学路の危険箇所等を十分に理解させ、交通ルールの遵守を徹底させるため、スケアード・ストレイト技法等を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>また、自転車安全利用五則の遵守や乗車用ヘルメット着用の推進など、引き続き、自転車の安全利用のための交通安全</p>	<p>□交通安全教育推進隊との連携</p> <p>□歩行環境シミュレーター等の教育器材の有効活用</p> <p>□自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p>□自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p>□スケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育</p> <p>□自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p>□スケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育</p> <p>□自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p>□自転車運転免許制度の推進</p> <p>□交通安全教育DVDの配付</p> <p>□ドライブシミュレーター等教育機材の有効活用</p>

推進事項	推進要領	備考
	<p>教育を強化する。</p> <p>その他、二輪車の運転者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許者を対象とした実技講習会等の実施に努める。また、自動車運転免許が取得可能な年代となる県内すべての高校生を対象に、自他を大切にする心の醸成が得られる内容のDVDの視聴を通して、交通ルールの順守や交通マナーの一層の向上を図る。</p> <p>さらに、一定の基準を満たす電動キックボードを「特定小型原動機付自転車」とする改正道路交通法が令和5年7月に施行される見込みであり、16歳以上であれば運転に、運転免許が不要となり、ヘルメット着用も努力義務となるなど、自転車に近いルールが適用されることから、高校生に対し、電動キックボードの交通ルールや運転特性等に対する広報啓発活動や交通安全教育を強化する。</p> <p>(5) 成人に対する交通安全教育</p> <p>ペーパードライバーから職業運転者まで、様々な人が対象であり、それぞれの運転経験に応じた交通安全知識が習得できるよう、教育の内容や手法を工夫する。</p> <p>また、様々な道路交通状況を的確に判断して、自動車を冷静に運転できる能力を養成するとともに、他人に配慮して安全に道路を通行できる運転者の育成を図る。</p> <p>加えて、実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の積極的な受講を呼び掛ける。</p> <p>また、若い世代を中心に、「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード）等の新たなモビリティに対する広報啓発活動や交通安全教育を推進し、適正利用を図る。</p> <p>(6) 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。特に、夜間に横断中の交通死亡事故が多い実態を踏まえ、横断時における特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。</p> <p>(1) 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の漫然運転が要因で発生していることから、このことを含めた運転能力</p>	<p>□スケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育</p>
3 運転者教育の推進		<p>□歩行環境シミュレーター等の教育器材の有効活用</p> <p>□交通安全教育車「まなぶちゃん」の活用</p>

推進事項	推進要領	備考
	<p>等の向上を図る教習を行うことが極めて重要である。そのため、指定自動車教習所の指導員に対し、各種研修等を通じて教習能力の向上に努めるとともに、教習所に対しては、教習水準の維持向上を図るために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>また、教習水準の向上に資する情報の提供に努める。</p> <p>(2) 運転免許取得者に対する再教育</p> <p>ア 法定講習内容の充実</p> <p>悪質・危険運転者の早期排除に努めるとともに、更新時講習、高齢者講習、初心運転者講習、処分者講習、違反者講習等の水準の向上及び、充実を図り、運転能力等の向上を図る。</p> <p>警察では、運転免許更新時等に使用する映像教材について、香川の特性に応じた新たな交通安全教育用動画教材を活用し、運転免許取得後における交通安全教育の充実を図る。</p> <p>イ 事業所等における交通安全教育の充実</p> <p>新型コロナウィルス感染状況に対応した一部オンラインによる安全運転管理者講習の円滑な運用に努めるとともに、講習内容の充実を図り、安全運転管理者等に対して、企業内教育の進め方について指導するとともに、安全運転中央研修所等における実践的かつ高度な教育の受講を勧め、管理者等の指導能力の向上を図る。</p> <p>また、交通事故分析情報の提供や企業における安全教育に必要な教材等の貸出しなど、支援体制を強化する。</p> <p>ウ 交通事故現場における個別具体的な交通安全教育</p> <p>死亡事故を発生させた四輪運転者の約7割には過去に事故歴を有しているため、警察では交通事故現場においてドライブレコーダーの映像等を活用した交通安全教育を推進することで、将来発生する可能性のある重大事故を未然に防止する。</p>	
4 自転車の安全教育の推進	<p>(1) 交通安全教育の強化</p> <p>県、市町、関係機関・団体は、通勤、通学、買い物等日常生活における自転車の安全利用を促進するため、学校、老人クラブ、交通安全母の会等の団体及び地域住民と連携して、自転車安全利用五則の遵守の徹底や、自転車シミュレーターを活用した自転車教室、自転車大会等を計画的に開催するとともに、街頭指導を強化して、自転車の安全な乗り方についての指導を強化する。</p>	□交通安全子供自転車大会 □高齢者自転車安全利用講習会

推進事項	推進要領	備考
<p>5 交通安全普及啓発活動の推進</p> <p>また、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の推進を図るため、ヘルメットの有効性や必要性に関する広報啓発等、安全利用の習慣化を図る。</p> <p>(1) 関係機関・団体の主体的活動の推進</p> <p>県、市町、警察等は、関係機関・団体と協力し、地域、職域等で行われる各種交通安全活動が一体となって効果的に推進できるよう、交通安全情報の提供に努める。</p> <p>交通安全情報の提供に当たっては、ネットワーク社会の進展に合わせ、インターネットを積極的に活用したタイムリーな情報提供を行う。</p> <p>また、民間の自主的な活動によって、県民の交通安全意識の一層の向上を図るため、交通安全を推進する交通安全母の会等各種団体の育成に努め、これら団体が行う交通安全活動に対し、資料の提供、講師の派遣等に努める。</p> <p>(2) 県民総ぐるみの交通安全活動の展開</p> <p>県、市町等は、各季の交通安全運動、日を定めて実施する運動等の実施に当たっては、各種広報媒体を活用して県民の積極的な参加を促し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践は、「県民の義務」であることを呼び掛けて、県民総ぐるみの活動を展開して、交通安全意識の高揚を図る。</p>	<p>また、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の推進を図るため、ヘルメットの有効性や必要性に関する広報啓発等、安全利用の習慣化を図る。</p> <p>(1) 関係機関・団体の主体的活動の推進</p> <p>県、市町、警察等は、関係機関・団体と協力し、地域、職域等で行われる各種交通安全活動が一体となって効果的に推進できるよう、交通安全情報の提供に努める。</p> <p>交通安全情報の提供に当たっては、ネットワーク社会の進展に合わせ、インターネットを積極的に活用したタイムリーな情報提供を行う。</p> <p>また、民間の自主的な活動によって、県民の交通安全意識の一層の向上を図るため、交通安全を推進する交通安全母の会等各種団体の育成に努め、これら団体が行う交通安全活動に対し、資料の提供、講師の派遣等に努める。</p> <p>(2) 県民総ぐるみの交通安全活動の展開</p> <p>県、市町等は、各季の交通安全運動、日を定めて実施する運動等の実施に当たっては、各種広報媒体を活用して県民の積極的な参加を促し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践は、「県民の義務」であることを呼び掛け、県民総ぐるみの活動を展開して、交通安全意識の高揚を図る。</p>	<p>□県警ヨイチメール・ツイッターネット、メルマガかがわ等の活用</p> <p>□県ホームページ https://www.pref.kagawa.lg.jp/</p> <p>□県警ホームページ https://www.pref.kagawa.lg.jp/police/</p> <p>□交通安全協会ホームページ http://www.niji.or.jp/home/kagawaak/</p>

推進重点	第1 基本的推進重点 3 交通事故の起きにくい道路交通環境の整備	
推進事項	推進要領	備考
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	<p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、関係機関が連携して、最高速度30Km/hの区域規制とハシブやスマーズ横断歩道等の物理的デバイスとを組合せたゾーン30プラスの整備及び路側帯の設置・拡幅、幹線道路における信号機の高度化等の交通円滑化対策を実施する。</p> <p>(2) 通学路等の交通安全対策の推進</p> <p>通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、関係機関が連携して歩道整備を推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機の整備や横断歩道等必要な交通規制を実施する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>高齢者や障害者等が安全に活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、関係機関が連携して歩道の整備や段差・傾斜・勾配の改善を推進し、特に必要な交差点には、音響式信号機や歩車分離式信号機等、バリアフリーに対応した信号機等の整備を推進する。</p>	<input type="checkbox"/> ゾーン30の整備 令和3年度末現在25か所
2 幹線道路における交通事故対策の推進	<p>(1) 事故危険箇所対策の推進</p> <p>幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、関係機関と連携した事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点の改良や自転車歩行者道の整備等の対策を実施する。</p> <p>(2) 幹線道路における交通規制</p> <p>道路における交通の安全と円滑を図るため、地域の交通実態を踏まえ、最高速度、駐車禁止、信号制御等の交通規制の点検及び見直しを推進する。</p> <p>(3) 重大事故の再発防止</p> <p>重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講じることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。</p>	<input type="checkbox"/> 交通安全総点検の実施 <input type="checkbox"/> 令和4年度交通安全総点検の結果に基づく対策の推進

推進事項	推進要領	備考
<p>3 交通安全施設等の整備事業の推進</p> <p>(4) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>高速自動車国道等においては、交通安全対策を総合的に実施する観点から、引き続き交通事故発生実態に応じた道路施設整備及び適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。</p> <p>3 交通安全施設等の整備事業の推進</p> <p>(1) 総合診断の実施</p> <p>関係機関が連携して、交通事故多発地点等に対する総合診断を実施し、道路交通情勢、交通実態等を踏まえた交通安全施設等の整備を図る。</p> <p>(2) 交通円滑化対策の推進</p> <p>香川県渋滞対策協議会で特定した主要渋滞箇所について、要因分析を行い、対策手法について検討する。</p> <p>また、交通の円滑を確保するため、交通管制システムの充実を図るとともに、交通量に応じた最適な信号制御を行う。</p> <p>(3) 連絡会議等の活用</p> <p>道路管理者と行政機関等で設置している「香川県道路交通環境安全推進連絡会議」や「香川県交通事故対策会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p> <p>(4) 交通安全施設の戦略的維持管理</p> <p>中・長期的な視点に立ち、必要性の低下した信号機の撤去、老朽化した交通安全施設の更新、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を推進する。</p>		
<p>4 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて、自転車道や自転車が通行可能な自転車歩行者道の整備、及び車道において自転車の通行位置を示した路面表示による自転車通行空間、並びに自転車が通行しやすい幅の広い路肩等の整備を推進する。</p> <p>(2) 総合的かつ計画的な自転車等の駐輪対策の推進</p> <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律による施策を推進する。</p> <p>また、駅周辺等における放置自転車等の解決を図るため、条例による放置自転車の整理・撤去を行う。</p>	<p>□条例の制定（6市2町）</p> <p>高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、東かがわ市、三豊市 宇多津町、綾川町</p>	

推進事項	推進要領	備考
5 総合的な駐車対策の推進	<p>(1) 違法駐車防止気運の醸成</p> <p>違法駐車の排除等に関し、広報啓発を行うとともに、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、地域交通安全活動推進委員等の積極的な活用により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車防止気運の醸成を図る。</p> <p>(2) 駐車場施設の整備と利用の促進</p> <p>路外駐車場、荷捌き・タクシー用駐車ベイ等の整備と利用促進を図る。</p> <p>(3) 違法駐車対策の推進</p> <p>違法駐車の実態及び地域住民の意見・要望等を把握した上で、駐車規制や駐車監視員活動ガイドラインの見直しを図るとともに、県民の理解と協力を得るため、違法駐車対策制度の周知等を行い良好な駐車秩序の維持・確立を図る。</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進</p> <p>市街地における交通渋滞の解消と環境問題や交通安全の推進の観点から路線バス、電車等の公共交通機関の利用促進を図る。毎週金曜日、マイカーでの通勤を自粛し、電車、バス等公共交通機関を利用することを広報啓発する。</p>	□違法駐車防止条例 • 丸亀市 H4. 4. 1 • 高松市 H5. 1. 1 • 坂出市 H6. 6. 1
6 災害に備えた道路交通環境の整備	<p>(1) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>災害が発生した場合において、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、老朽化した交通監視カメラ、交通情報板等の更新や信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>地震、台風、集中豪雨等により、道路災害が発生し、又は発生が予測される場合には、道路状況を的確に把握し、車両通行止め等適正な交通規制を迅速に実施する。</p>	□放置車両確認業務開始 • 高松市 H18. 6. 1 • 丸亀市 H20. 4. 1 • 坂出市 H20. 4. 1
7 踏切道対策の推進	<p>(1) 踏切道の改良等の推進</p> <p>鉄道事業者、関係機関が協力して、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備及び必要な交通規制等を推進する。</p> <p>(2) 広報の徹底</p> <p>交通安全運動及び交通安全日等の機会を捉えて踏切事故の重大性及び安全な通行等についての広報を徹底する。</p>	

推進事項	推進要領	備考
8 用水路等対策の推進	<p>(1) 用水路等への転落防止対策の推進</p> <p>用水路等に転落する重大事故が後を絶たない現状にあることから、歩行者や自転車利用者への注意喚起のための広報啓発活動を推進するとともに、危険箇所において、転落防止柵の設置や蓋がけ等の安全対策を実施する。</p>	

推進重点	第2 具体的推進重点
	1 高齢者の交通事故防止

推進事項	推進要領	備考
1 交通安全意識の醸成	<p>(1) 「高齢者交通安全日」における活動の強化</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、広報紙、ポスター、横断幕、立看板、広報車等を有効に活用して「高齢者交通安全日」における広報活動を積極的に実施し、県民への周知を徹底して、高齢者をはじめとする県民の交通安全意識を醸成する。</p> <p>(2) 運転者に対する高齢者保護意識の醸成</p> <p>一般運転者に対し、運転免許取得時、更新時講習、安全運転管理者講習等の機会を通じ、高齢者の行動特性を理解させ、高齢者保護意識の高揚を図るとともに、高齢者に対する思いやりのある運転意識を醸成する。</p> <p>(3) 地域における高齢者保護活動の強化</p> <p>市町、関係機関・団体は、自治会活動等を通じて、高齢者を取り巻く周囲の人々に対して、高齢者が安全に交通社会に参加できるよう、高齢者の身体的特性や精神的特性について指導し、理解を深めるとともに、街頭においては、「反射材着用」の呼び掛けや、保護・誘導活動を推進する。</p> <p>(4) 家庭における高齢者対策の強化</p> <p>「交通安全は家庭から」を基本に、高齢者が外出する時の「声掛け」「反射材の着用」等を促進し、家族ぐるみで高齢者の保護を徹底する。</p>	<input type="checkbox"/> 高齢者交通安全日 毎月 5 日
2 効果的な高齢者交通安全教育の推進	<p>(1) 高齢者に対する交通安全教育の在り方</p> <p>高齢者は、加齢に伴い身体の機能が変化し、歩行者としても、また、運転者としても、道路を通行する際に従前の行動をとることができない場合がある。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の高齢者も多い。</p> <p>そこで、高齢者に対する交通安全教育においては、加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるとともに、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、出前型、訪問型の交通安全教育等を通じて歩行者の心得、自転車の利用者の心得等について理解を深めさせることにより、安全に道路を通行することができるようとする。</p>	<input type="checkbox"/> 高齢者の行動特性 ・視力、聴力の変化 ・動作の緩慢 ・バランス機能の変化等 <input type="checkbox"/> 交通安全教育指針

推進事項	推進要領	備考
	<p>(2) 高齢者交通安全教育実施体制の整備</p> <p>ア 高齢者交通指導員の充実</p> <p>市町、老人クラブは、相互の連携を強化し、高齢者交通指導員にふさわしい人材の確保に努める。</p> <p>また、県、警察、市町等は、高齢者交通指導員等に対する研修を行い、同指導員の指導能力の向上と活動の活性化を図る。</p> <p>イ 老人福祉・社会教育における教育の推進</p> <p>町、老人福祉・社会教育機関、老人クラブ等は、相互の連携を強化して、高齢者が交通安全教育を受ける機会の確保と受講者の拡大に努め、教育内容の充実を図る。</p> <p>ウ 高齢者交通安全教材の活用</p> <p>高齢者交通安全教育を行う者は、歩行環境シミュレーター及び自転車シミュレーター等を積極的に活用して、お互いに考える安全教育を実施して、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</p>	
	<p>(3) 参加・体験・実践型教育の推進</p> <p>ア 子供、その親、祖父母の三世代が「自ら参加し、考え、学ぶ」ための交通安全教室等を開催する。</p> <p>県、市町等は、交通安全母の会や老人クラブ等と協力して、高齢者の交通事故防止のための世代間交流事業やシルバードライビングスクール等の体験型交通安全教室を積極的に開催して、車両の特性、安全な道路横断の方法等について指導を強化する。</p> <p>イ 反射材の普及促進</p> <p>関係機関・団体は、高齢者交通安全教室等の機会を捉えて、反射材の有効性を体得させ、その普及及び着用の促進に努める。</p>	□年齢 50 歳以上のベテランドライバー対象「シニアドライバーズスクール香川」(R2.9.12 運転免許センター) □高齢者自転車安全利用講習会 電動アシスト自転車による体験講習
	<p>(4) 地域交通安全活動等による安全教育の推進</p> <p>ア 高齢者交通安全教育実態の把握</p> <p>県等は、交通安全母の会、老人クラブ等と連携して、組織未加入高齢者及び交通安全教育未受講高齢者を把握し、これらの高齢者に対する個別指導等により交通安全教育の機会の確保に努める。</p> <p>イ 地域交通安全活動（高齢者世帯訪問）の充実</p> <p>県、警察、市町は、高齢者交通指導員、交通安全母の会等の協力を得て、各市町の実情に応じた行事等において主に高齢者を対象に、警察では、交通事故に遭う可能性の高い高齢者に 対象を絞った訪問指導を通じ、対象となる高齢者</p>	□高齢者交通安全ガイド

推進事項	推進要領	備考
3 高齢運転者対策の推進	<p>者の交通手段等に応じたきめ細かな交通ルール等の指導、靴等への反射材の直接貼付などを行う。また、地域における「声かけ・見守り」活動の中で高齢者の交通安全の啓発活動も行う。</p> <p>(1) 運転能力に応じた運転方法の指導</p> <p>県、警察等は、高齢運転者に対し、運転適性、運転技能を中心に指導し、加齢に伴う身体機能の変化が運転技能に影響を及ぼす可能性があることを理解させ、その技能低下を補う運転ができるよう指導する。</p> <p>(2) 高齢運転者に対する交通安全教育の推進</p> <p>ア 県、市町等は、自動車教習所と連携し体験型のシルバードライビングスクール等を積極的に開催し、高齢運転者の安全運転技能の向上を図る。</p> <p>イ 自動車教習所指導員が地域に赴いて自宅周辺を想定した運転講習等を実施するとともに専門機関による適性診断を支援する。</p> <p>(3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及活動の促進</p> <p>高齢運転者の安全意識を高めるため、関係機関・団体は、「高齢者マーク」の普及を促進し、各種広報活動に努めるとともに、積極的な使用促進を図る。</p> <p>(4) リスクの高い高齢運転者への対策</p> <p>ア 一定の違反行為をした者に対する適正かつ円滑な臨時認知機能検査の受検、臨時高齢者講習の受講を推進する。</p> <p>イ 認知機能検査の判定について、従来の3分類から認知症のおそれの有無のみを判定するものに改め、おそれがある場合に医師の診断が必要となることから、円滑な受診を促進する。</p> <p>ウ 運転免許更新時に受講する高齢者講習の合理化・高度化に伴い、実車指導や個別指導が真に高齢運転者の安全運転に資するものとなるよう指導等の向上を図る。</p> <p>エ 75歳以上で一定の違反歴のある者には、運転免許更新時に認知機能検査と高齢者講習に加え、「運転技能検査」の受検を義務付け、その結果が一定の基準に達しない場合には運転免許の更新をしない。</p> <p>オ 本人からの自主的な申請により、運転できる車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件を免許に付与する。</p>	<p>□「高齢者講習制度」H10.10～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者講習受講対象年齢 70歳以上 <p>□高齢者安全運転サポート事業 対象年齢 65歳以上</p> <p>□改正道路交通法施行 70歳以上努力義務 (H23.2.1 施行)</p> <p>□改正道路交通法施行 (R4.5.13 施行)</p>

推進事項	推進要領	備考
	<p>(5) 高齢者運転免許自主返納の促進</p> <p>公共交通機関や小売店・飲食店・温泉施設等において各種割引等の特典（サービス）が受けられる高齢者運転免許卒業者優遇制度の充実と高齢者への周知に努め、運転免許証の自主返納を促進し、もって、高齢者の交通事故の抑止と交通安全の確保を図る。</p> <p>(6) 安全運転サポート車（サポカー）普及啓発の促進</p> <p>高齢運転者の運転操作の誤りに起因する交通事故防止には、先進安全機能が搭載された安全運転サポート車（サポカー）への乗り換えも有効であることから、関係機関等と連携した安全運転サポート車の体験試乗会等の開催を通じ、機能の有効性や特性への理解を深め、高齢運転者を中心に普及啓発を図る。</p>	<p>□高齢者運転免許卒業者優遇制度概要 事業の趣旨に賛同する県内の公共交通機関や小売店・飲食店・温泉施設等を「高齢者運転免許卒業者優遇店」として登録し、県内居住の65歳以上の者が運転経歴証明書又は運転免許卒業カードを提示した場合には、各種割引等の特典（サービス）を提供するもの</p> <p>□優遇店数 1,003店 (R5.1.1現在)</p> <p>□令和4年運転免許自主返納者数 4,554人 (うち65歳以上の高齢者数 4,451人)</p> <p>□令和4年運転経歴証明書交付者数 4,017人</p> <p>□令和4年運転免許卒業カード発行者数 3人</p>
<p>4 高齢者の安全を確保する道路交通環境の整備</p>	<p>(1) 高齢者等に配慮した交通安全施設の整備</p> <p>信号灯器のLED化をはじめとする信号機の高度化、道路標識・標示の高輝度化など、高齢者の身体特性や生活実態を踏まえた交通安全施設の整備を図る。</p> <p>(2) 安全な通行空間の確保</p> <p>道路管理者は、関係機関と連携した事故データ等の「見える化」により、効率的に対策箇所を抽出し、夜間照明の増設、歩道の整備、横断防止柵の設置、既設歩道の段差解消等のバリアフリー化等を推進する。</p>	<p>□香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 (H25.4.1施行)</p>
<p>5 関係機関・団体等に対する協力要請</p>	<p>高齢者に対する安全教育や広報活動を効果的に推進するには、関係機関・団体の発行する広報誌（紙）の活用はもとより、病院・高齢者福祉施設、交通安全関係団体等に協力を要請するとともに、ドライバーに対し、高齢者保護意識の高揚を広く呼び掛けるなど、高齢者保護対策の強化を図る。</p>	

推進重点	第2 具体的推進重点
	2 横断歩道の歩行者優先と正しい横断

推進事項	推進要領	備考
1 広報・啓発活動の推進	<p>(1) 広報・啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、「人対車両」の交通死亡事故において、歩行者が横断中に発生する割合が高い状況を踏まえ、運転者に対しては横断歩道の歩行者優先義務について、また、歩行者に対しては横断歩道の確実な利用について、各種広報媒体を活用して積極的に広報し、道路横断中の交通事故抑止を図る。</p> <p>警察では、「横断歩道は歩行者優先運動」を引き続き推進し、運転者、歩行者双方への広報啓発活動のほか、運転者に対しては横断歩行者妨害等の検挙活動を強化し、広報啓発と検挙の両面から横断歩道は歩行者優先の定着を図る。</p> <p>(2) 各種交通安全教育による横断歩道の安全利用の推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、運転者、安全運転管理者及び運行管理者に対する各種講習会、自動車教習所における教習、幼稚園、保育所、学校における交通安全教室、高齢者宅への世帯訪問指導等あらゆる機会を通じて、啓発用資料等を活用した横断歩道の安全利用の推進を図る。</p> <p>(3) 交通安全運動における重点</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「横断歩道の歩行者優先と正しい横断」を掲げ、横断歩道付近における運転者・歩行者の交通ルール・マナーの実践を促すとともに、警察においては横断歩行者妨害等に対する取締りを強化し、交通秩序の整序化を図る。</p>	<input type="checkbox"/> 平成30年～令和4年までの「人対車両」の交通死亡事故69件の内、約7割が歩行者横断中に発生 <input type="checkbox"/> 「横断歩道は歩行者優先運動」の推進
2 安全利用のための環境づくり	<p>(1) 家庭における環境づくり</p> <p>家庭においては、横断歩道横断の際の確実な安全確認や押しボタン式信号機の積極的利用について、また、運転者として横断歩道手前における減速、歩行者がいる場合の一時停止等について家庭内で話し合うなど、家族ぐるみで交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 学校における環境づくり</p> <p>大学及び専門学校も含めた各種学校においては、関係機関・団体等と連携した交通安全教室や街頭指導等を実施し横断歩道の安全利用について、運転者、歩行者双方の交通ルール・マナーについて理解を深め、児童・生徒一人ひとりの交通安全</p>	

推進事項	推進要領	備考
3 安全利用のための道路交通環境の整備	<p>意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 地域における環境づくり</p> <p>地域における交通安全教室や各種会合等あらゆる機会を活用して、横断歩道の安全利用について歩行環境シミュレーター等の機器を活用した実技指導や講話をを行い、横断歩道の安全利用について、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(4) 職場における環境づくり</p> <p>職場においては、朝礼や会議等の機会を利用して運転者・歩行者、それぞれの場合における横断歩道での正しい交通ルール・マナーについて話し合うことにより、横断歩道の安全利用についての意識向上を図る。</p> <p>横断歩道以外を横断する歩行者の対策として、歩行者横断禁止規制区間における危険な横断を防止する路面シート（わたるなシート）と押ボタン式信号機の積極的な利用を促すため、押ボタン式信号機までの距離を記載する等した路面シート（おもてなシート）を設置した場所において、近くの信号機や横断歩道の利用を促すため、横断防止柵等の安全施設の整備に努める。</p>	

推進重点	第2 具体的推進重点 3 自転車の正しいルールとマナーの徹底、乗車用ヘルメットの着用推進	
推進事項	推進要領	備考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報・啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、「自転車安全利用五則」をはじめとする自転車運転時のルールについて積極的な広報を行う。</p> <p>特に、令和5年4月1日施行の道路交通法一部改正による、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化については、啓発用のチラシや動画を作成するほか、広報誌への掲載等様々な広報媒体を活用して重点的な周知に努める。</p> <p>また、令和4年4月1日施行の「香川県自転車の安全利用に関する条例」一部改正による、自転車損害保険への加入義務化については、引き続きその周知に努め、保険加入を一層促進することにより、自転車事故の被害者の確実な救済と自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 交通安全運動における重点</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「自転車の安全利用の推進」を掲げるなど、自転車利用時の交通ルール・マナーの理解向上により、交通秩序の整序化を図る。</p> <p>(3) 「県民自転車安全利用の日」における広報・啓発</p> <p>自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る為、「県民自転車安全利用の日」に合わせた効果的な広報啓発を行う。</p> <p>(4) 「かがわスマートサイクリスト」の拡大</p> <p>「かがわスマートサイクリスト」の拡大により、県民各層への自転車安全利用の意識の浸透を図る。</p> <p>(5) 「自転車指導啓発重点地区・路線」に関する広報啓発</p> <p>自転車の通行量や交通違反が多く、自転車による重大事故の発生が懸念される地区・路線を「自転車指導啓発重点地区・路線」に指定、県警察ホームページ等で公表するとともに、同地区・路線における自転車の正しいルール遵守の徹底など、自転車安全利用の広報啓発や指導取締りを強化する。</p>	<input type="checkbox"/> 「自転車安全利用五則」改定 (R4. 11. 1) ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用 <input type="checkbox"/> 道路交通法一部改正（全年齢層へのヘルメット着用努力義務化）(R5. 4. 1 施行) <input type="checkbox"/> 県内の自転車ヘルメット着用率（県警調査：県下22箇所） R4. 12 6.2% (中学生除く) R4. 5 4.7% (同 上) <input type="checkbox"/> 「香川県自転車の安全利用に関する条例」(H30. 4. 1 施行) 一部改正（自転車損害保険加入義務化）(R4. 4. 1 施行) 【県内自転車損害保険加入率】 義務化前(R3. 10) : 53. 1% 義務化後(R4. 10) : 73. 6% <input type="checkbox"/> 「自転車月間」 毎年5月 <input type="checkbox"/> 自転車指導取締り強化日 每月15日、ほか週1日以上 <input type="checkbox"/> 県民自転車安全利用の日 每年10月20日 <input type="checkbox"/> 「かがわスマートサイクリスト」(H23. 8. 9～) <input type="checkbox"/> 自転車指導啓発重点地区・路線 7地区・8路線 (R4. 9現在)
2 安全利用のための環境づくり	<p>(1) 家庭における環境づくり</p> <p>家庭において、児童に対し、自転車の交通ルールや正しい乗り方、ヘルメットの着用について保護者が指導を行うほか、保護者自身が児童または幼児を自転車に同乗させる際のヘル</p>	幼児 6歳未満 児童 6歳以上13歳未満

推進事項	推進要領	備考
	<p>メットやシートベルトの着用を徹底する。</p> <p>また、中学・高校生の家族についても、自転車の安全利用とヘルメットの着用、損害保険の加入等について家庭内で話し合うなど、家族ぐるみで交通安全意識を高めるようする。</p> <p>(2) 学校における環境づくり</p> <p>大学及び専門学校も含めた各種の学校において、関係機関・団体等と連携した交通安全教室や街頭指導等を実施することにより、交通ルールや自転車の正しい乗り方を理解させるなど、児童・生徒・学生一人ひとりの交通安全意識を高める。中・高生については、警察や交通安全教育推進隊と連携し、自転車安全利用の講話や自転車シミュレーターを活用した実技指導を行う。</p> <p>また、高校生については、県内全ての高校生を対象とする「自転車運転免許制度」を継続実施し、高校生の自転車安全運転の知識向上やマナー習得を図るとともに、「かがわ交通安全パートナーズ」として「かがわスマートサイクリスト」の拡大に努める。</p> <p>自動車運転免許が取得可能な年代となる県内すべての高校生を対象に、自他を大切にする心の醸成が得られる内容の交通安全教育DVDの視聴を通して、交通ルールの順守や交通マナーの一層の向上を図る。</p> <p>(3) 地域における環境づくり</p> <p>地域における交通安全教室や各種会合等あらゆる機会を活用して、自転車の安全利用について指導教養を継続して行い、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るようにする。</p> <p>(4) 職域における環境づくり</p> <p>職場において、朝礼や会議等の機会を利用して、行動特性や交通事故の特徴、加害時の高額賠償等について話し合い、自転車の安全利用やヘルメットの着用促進、自転車の点検整備、自転車損害保険への加入等について従業員に必要な知識や技能を習得させるようにする。</p> <p>また、安全運転管理者等講習会の講習時に県交通安全協会等と連携して、自転車の安全利用についても説明を行うとともに、「かがわ交通安全パートナーズ」として「かがわスマートサイクリスト」の拡大に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 「高校生自転車運転免許制度」は、平成28年度から県内すべての高校生を対象に実施 □ 「交通安全教育DVD」は、令和元年度に県内すべての高等学校・特別支援学校高等部に配付 □ R4～「自転車通行マナーアップモデルスクール」及び「自転車通行マナーアップモデル事業所」を統一し「かがわ交通安全パートナーズ」に名称変更 □ かがわ交通安全パートナーズのスマートサイクリスト R 4.12末 9事業所

推進事項	推進要領	備考
3 通行環境整備の推進	<p>(5) 自転車部会の開催</p> <p>必要に応じて「自転車部会」を開催し、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に定める「自転車損害保険等への加入促進」や「全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用促進」などの施策が実施されるようする。</p> <p>(1) 自転車の通行位置を示した道路の整備</p> <p>車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、自転車通行空間を実質的に確保するため、矢羽根、ピクトグラム等の路面表示を整備する。</p> <p>(2) 歩道通行部分の指定</p> <p>自転車が通行することが可能な歩道についても、整備見直しを行い、「普通自転車の歩道通行部分」の指定を行うなど、自転車と歩行者の分離を徹底し、更なる安全性向上に向けた取組みを行う。</p> <p>(3) 自転車道、自転車専用通行帯の整備</p> <p>自転車と歩行者、自動車との物理的分離を図り、安全な自転車通行空間を確保するため、自転車の利用実態等が多い路線を中心に、自転車道、自転車専用通行帯の整備に向け、継続した検討を実施する。</p> <p>(4) 自転車に係る交通規制の見直し</p> <p>自転車の通行実態や歩道幅員、歩行者の通行量等を踏まえ、自転車や歩行者の安全な通行を確保するため、必要に応じて普通自転車歩道通行可規制及び自転車横断帯等の見直しを実施する。</p>	<p>□ 「普通自転車の歩道通行部分」の指定 (R4.12末現在 10路線 20,320m)</p>
4 自転車の駐輪に対する環境整備	市町等は、駅周辺や商店街等において、放置自転車を無くすため、秩序正しい駐輪方法の指導を強化するとともに、自転車駐輪場の整備を促進する。	
5 自転車の点検整備の推進	<p>(1) 広報・啓発の推進</p> <p>「香川県自転車の安全利用に関する条例」により自転車の点検整備が義務となっていることについて、引き続き様々な広報媒体を活用して周知するとともに、自転車の日常点検、定期点検のポイントを紹介するなど、自転車の点検整備実施に係る広報啓発を行う。</p> <p>(2) リーフレットの活用</p> <p>「香川県自転車点検整備基準に関する要領」に定める具体的な点検項目等について、分かり易く表したリーフレットを、交通安全イベント等の機会を捉えて配布し、自転車の点検整備実施の促進を図る。</p>	

推進事項	推進要領	備考
6 事故発生に備えた損害保険等の加入促進	<p>(3) 自転車安全整備店等での定期点検の実施</p> <p>自転車の安全性を確保するため、自転車安全整備店等において、定期的に自転車の点検整備を受け、「TSマーク」の貼付を受けることを推奨する。</p> <p>(1) 広報・啓発の促進</p> <p>「香川県自転車の安全利用に関する条例」の一部改正により令和4年4月1日から自転車損害保険への加入が義務となっていることについて、引き続き様々な広報媒体を活用して周知とともに、自転車が加害者となった場合の高額賠償事例や自転車損害保険の種類等を紹介するなど、自転車損害等保険加入に係る広報啓発を行う。</p> <p>(2) チラシの活用</p> <p>自転車損害等保険加入を訴えるチラシを交通安全教室等の機会を捉えて配布し、保険加入の促進を図る。</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携</p> <p>県内金融機関や県PTA連絡協議会との連携による、ポスター貼付やチラシの配布により自転車保険加入義務化についての周知徹底を図る。</p>	
7 ヘルメット着用の推進	<p>(1) 広報・啓発の推進</p> <p>全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を規定した改正道路交通法が令和5年4月1日から施行されるため、様々な広報媒体を活用して周知するとともに、過去5年間の自転車乗車中の交通事故では、死者の約6割近くが頭部に致命傷を負い、そのうち約75%がヘルメットを正しく着用していれば一命を取り留めた可能性があることを紹介するなど、ヘルメット着用に係る広報啓発を行う。</p> <p>(2) 啓発動画・チラシの活用</p> <p>ヘルメット着用を呼び掛ける動画を作成し、SNS広告で放映するほか、啓発チラシを作成・県内の各家庭へ全戸配布し、ヘルメット着用の促進を図る。</p> <p>(3) ヘルメット着用気運の醸成</p> <p>県、警察、市町職員等に対し、継続した呼び掛けを行うとともに、道路交通法による全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化の規定を踏まえ、公務員としての法令遵守の観点と、県民・住民への模範となる立場を自覚させ、自転車ヘルメット着用気運の醸成を図る。</p>	□県内主要金融機関との連携協定の締結 □県PTA連絡協議会との連携協定の締結 H30年～R4年中、自転車運転中でヘルメット非着用の交通事故死者41人のうち、13人（31.7%）は助かった可能性有

推進重点	第2 具体的推進重点 4 シートベルトの全席着用・チャイルドシートの正しい使用の推進	
推進事項	推進要領	備考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報・啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種広報媒体を活用して、全ての座席でシートベルト及びチャイルドシートの着用義務が課せられていること、並びに、その効果と必要性等について積極的に広報し、県民の理解を得て、着用率の向上を図る。</p> <p>(2) 各種交通安全教育による着用指導の強化</p> <p>県等関係機関・団体は、運転者、安全運転管理者及び運行管理者に対する各種講習会、自動車教習所における教習、学校における交通安全教室等あらゆる機会を通じて、県等が所有する広報用ビデオ等を活用して、シートベルト等の着用効果等を訴えて、着用の習慣付けを指導する。</p> <p>(3) 着用実態の調査</p> <p>県、市町は、交通安全母の会等の協力を得て、定期的にチャイルドシートの正しい使用実態を調査し、その結果を地区別にまとめて広報して着用率の向上を図る。</p>	<input type="checkbox"/> シートベルトの着用効果 ①事故予防効果 正しい運転姿勢による正しいハンドル操作、疲労の軽減、安全意識の高揚 ②被害軽減効果 • 頭や胸の打撲防止 • 車外への放出防止 • 車内での転がり防止
2 各領域における着用対策の強化	<p>(1) 家庭における着用気運の醸成</p> <p>ア 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と着用効果等について、家族で話し合う機会を設け、正しい着用の実践と習慣付けを家族ぐるみで行う。</p> <p>イ 自動車で出掛ける時は、シートベルト等の着用について、声掛けを励行する。</p> <p>ウ 6歳未満の幼児等を乗車させる場合は、必ず身体に合ったチャイルドシートを備え、正しい使用を励行する。</p> <p>(2) 地域・職域における着用指導の強化</p> <p>ア 地域・職域で開催する交通安全教室や各種行事の機会を捉え、効果的な事例等により、着用の効果と必要性を訴え、着用の徹底を図る。</p> <p>イ 事業所等の管理者は、朝礼等の機会を捉え、従業員に対しシートベルトの着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の徹底を図る。</p> <p>ウ 市町等は、家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用して、シートベルト等の着用を促進する。</p>	<input type="checkbox"/> 春・秋の全国交通安全運動期間に合わせたチャイルドシート使用率調査実施（香川県交通安全全母の会連合会） <input type="checkbox"/> チャイルドシートの使用効果等 ①交通事故時の幼児の被害軽減効果 ②正しい着用の励行 • 幼児の発育の程度に応じたものを選択 • 座席に確実に固定

推進事項	推進要領	備考
	<p>(3) 関係機関・団体における着用指導の強化</p> <p>ア 保育所等の6歳未満の子供を対象とする教育機関にあつては、保護者に対してチャイルドシートの使用効果や必要性に関する周知会等を開催し、子供の送り迎え時の使用の徹底を図る。</p> <p>イ 各機関・団体は、各種講習会等を積極的に開催するほか、インパクトのある衝突実験映像を活用した啓発を行うなど、シートベルト等の着用の徹底に取り組む。</p> <p>妊娠中であっても、シートベルトを着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができることから、妊娠中の方のシートベルト着用の必要性、正しいシートベルトの着用方法の周知を図る。</p> <p>ウ 県、市町等は、交通安全に関するビデオ等の教育資器材、シートベルトコンビンサー等の活用により、非着用の危険性及び着用効果を体得させ、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用意識の向上を図る。</p> <p>エ チャイルドシート等について、展示、体験試乗等を通じて、普及啓発を促進する。</p>	□交通安全教育推進隊及びJAF香川支部との連携
3 街頭における着用促進対策の推進	<p>(1) 交通安全運動における重点取組</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を掲げるなど、街頭における交通キャンペーン等を展開して、シートベルトとチャイルドシートの着用率の向上を図る。</p> <p>(2) 街頭指導等の強化</p> <p>着用率の地域差をなくすため、関係機関・団体は緊密な連携の下に、街頭活動等を通じて、シートベルト等の着用指導及び啓発活動を実施する。</p> <p>(3) ステップ方式による着用率の向上</p> <p>県、警察、市町等は、関係機関・団体と連携し、着用率の調査を実施するとともに、各種広報媒体を活用して、シートベルト等の着用について広報啓発活動を継続的に実施した後、警察による非着用者に対する指導取締りを実施するという施策を繰り返すことにより、着用率の向上を図る。</p>	

推進重点	第2 具体的推進重点 5 飲酒運転・妨害運転等、悪質で危険な運転の追放
------	--

推進事項	推進要領	備考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種広報媒体を活用し、飲酒運転、妨害運転、暴走運転、無免許運転等の悪質性、危険性について積極的に広報し、運転マナー向上のため、ドライブレコーダー等の設置を普及促進させ、これら悪質で危険な運転の追放気運を高める。</p> <p>特に、飲酒運転については、飲酒運転根絶BOXを有効活用し、取組み状況を広報するなど、飲酒運転撲滅に向けた機運の醸成を図る。</p> <p>(2) 交通安全運動における重点取組</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「飲酒運転、妨害運転等、悪質で危険な運転の追放」を掲げるなど、街頭における交通キャンペーン等を粘り強く展開し、追放の徹底を図る。</p>	<input type="checkbox"/> 道路交通法の改正による酒気帯び運転に対する更なる厳罰化 (H21.6.1 施行) <input type="checkbox"/> 道路交通法の改正による妨害運転（あおり運転）に対する罰則等の新設 (R2.6.30 施行) <input type="checkbox"/> 飲酒運転根絶BOX運用 (R3.6.1 運用開始)
2 飲酒運転、妨害運転等をさせない環境づくりの推進	<p>(1) 家庭における環境づくり</p> <p>家庭において飲酒運転・妨害運転等の悪質で危険な運転について家族で話し合う機会を設け、「飲んだら乗るな 乗るなら飲むな」や「思いやり運転」等を家族で確実に実践し、家族の中からこれら運転者を出さないことを徹底する。</p> <p>(2) 地域における環境づくり</p> <p>地域における交通安全教室や各種会合の機会に、飲酒運転・妨害運転等の悪質性や危険性について繰り返し訴え、地域からこれら運転者等を出さないことを徹底する。</p> <p>(3) 職域における環境づくり</p> <p>道路交通法施行規則改正により、安全運転管理者の業務として、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存、アルコール検知器の使用等が追加されることを踏まえ、事業所等の安全運転管理者及び運行管理者は、飲酒の機会には車の鍵を預かり、同僚や同乗者による注意喚起を励行させ、事業所等から悪質で危険な運転者を出さない対策に努める。</p> <p>(4) 関係業界における環境づくり</p> <p>酒類提供飲食店（組合）等は、飲酒運転根絶宣言店制度及びハンドルキーパー運動を推進するとともに、自主的な飲酒運転防止活動を推進する。</p>	<input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則改正による酒気帯び運転の有無等の確認、記録の保存 (R4.4.1 施行) <input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則改正によるアルコール検知器の使用等 (R4.10.1 施行)

推進事項	推進要領	備考
3 運転者教育の推進	<p>(1) 飲酒運転・妨害運転等の危険性の理解</p> <p>関係機関・団体は各種講習会、交通安全教室等あらゆる機会を通じて、飲酒運転・妨害運転等の悪質性、危険性を理解させ、運転者の資質の向上を図る。</p> <p>(2) 事業所における教育の推進</p> <p>事業所等の安全運転管理者及び運行管理者は、朝礼等の機会を捉え、飲酒運転・妨害運転等による悲惨な結末の事例等により悪質性、危険性を理解させるとともに、運転者教育を推進する。</p>	